

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222

「厚生年金」喪失の方へ

冬期間に失業される方へ
仕事の都合で冬期間に失業される方は、厚生年金の加入資格がなくなります。そのため次のとおり資格の変更が必要となります。

本人（60歳未満）

現在 2号（厚生年金等） 1号被保険者に変更です

扶養配偶者

現在 3号 1号被保険者に変更です必ず届け出をしてください

手続きに必要な書類は次のとおりです。
離職したことを証する書類
年金手帳
印鑑

これらを持参し、役場戸籍年金担当の窓口へ届け出をお願いします。

なお、国民年金保険料の免除申請をされる方は、離職票または雇用保険受給資格者証も必要になります。

この届け出がされないと将来の年金受給資格を失う場合もあります。忘れずに届け出をしてください。

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

交通遺児等育成資金貸付（無利子）

対象 自動車事故により保護者の方が亡くなったり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様で、0歳から中学卒業まで

貸付金額 一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円

返還方法 月賦または月賦・半年賦併用による20年以内での均等払い

返還猶予 機構職員にご相談ください

重度後遺障害者介護料支給

対象 自動車事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方

支給額 月額29,290円～136,880円の間で、障害の程度により支給（「短期入院」費用があれば別途支給）

支給期日 支給月は3、6、9、12月で、3ヶ月分を一括支給

申し込み・問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構
旭川支所 ☎0166-40-0111



成人式は1月9日に行います

対象者 1990（平成2）年4月2日生まれ～1991（平成3）年4月1日生まれの方
日時 平成23年1月9日（日）
受付 午後1時 開式 午後1時30分
場所 津別町中央公民館 講堂
申込先 10月末現在で町内に住民票のない方のみ必要です。

【12月17日（金）までに中央公民館社会教育課へ申し込みください。】



問い合わせ先 中央公民館社会教育課 ☎76-2713

ファミリースキー場利用について

1：利用期間 1月5日～3月11日
2：利用時間（リフト運行時間）

1月5日～1月17日 （冬休み期間中、下側リフトのみ運行）	午前10時～午後4時
1月18日からの平日 （月曜～金曜日）	午後3時～午後7時
土曜・日曜・祝祭日	午前10時～午後4時

気象状況などにより変更する場合があります。

お互い譲り合い、楽しく利用しましょう！

・スキー連盟などの夜間事業が行われる日は午後9時まで運行します。

（利用者の方は時間を厳守願います）

問い合わせ先 中央公民館社会教育課 ☎76-2713

少年少女スケート教室に参加しよう！

対象者 初心者及びスケートリンクを1周することが出来ない小学生

日時 平成23年1月12日～1月14日（3日間）
午前10時～午前11時30分

場所 津別小学校スケートリンク

参加料 保険料600円

締切日 12月24日（金）まで

申し込み・問い合わせ先

中央公民館社会教育課 ☎76-2713



津別町職員（保健師）募集のお知らせ

職種及び募集人数

一般行政職 保健師1名

応募資格

- ・保健師免許を有する者または平成23年4月当初までに免許を取得する見込みがある者
- ・応募時点で保健師免許を取得するための教育機関を卒業してから3年以内の者または平成23年3月までに卒業する見込みのある方

採用要項

履歴書（写真貼付）学業成績証明書、卒業証明書または卒業見込証明書を平成22年12月16日（木）までに提出

試験の内容及び日程等

内容 作文筆記、個人面接

場所 津別町役場林業会館（役場庁舎裏）

日時 平成22年12月22日（水）午前9時から

応募・照会先

津別町役場 総務課庶務グループ

☎0152-76-2151

歳末火災防止特別警戒運動

12月22日（水）～12月31日（金）

あわただしい年の瀬が近づいています。火災を無くすため、防火のチェックを今一度お願いします。

歳末火災防止運動期間

12月22日～31日（広報車による町内啓発広報）

サイレン吹鳴

12月26日～30日 午後7時

歳末特別警戒運動期間

12月26日～30日

（消防車による町内巡視

午後8時～午後10時）



全国統一標語

『消したかな』あなたを守る 合言葉』

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

住宅用火災警報器の設置期限せまる！



平成23年5月31日まで

無利子の農業改良資金は日本公庫がご融資いたします

日本公庫は平成22年10月1日より農業改良資金の融資を開始します。農業改良資金は、農産物の加工や販売を始める場合、新たな作物や新技術の導入を図る場合など、農業者のチャレンジを資金面から支援する融資制度です。これまでは北海道が融資していましたが、法律改正により、10月1日から新しく生まれ変わった農業改良資金を日本公庫が融資することになりました。

ご利用いただける方

主業農業者、認定農業者、認定就農者など

お借り入れの条件

金利：無利子

償還期間：12年以内（うち据置期間5年以内）

限度額：個人1,800万円、法人5,000万円まで

問い合わせ先

日本政策金融公庫 北見支店 ☎0157-61-8212

12月は道税の滞納処分強化月間です

オホーツク総合振興局では、12月、3月の各月を「滞納処分強化月間」として道税の取り組んでいます。12月は、自動車税、個人事業税及び不動産所得税などの道税全てについて滞納整理を進めることとしており、給与や預貯金などの財産差押えを行います。また、納税がお済みでない方は大至急納税してください。納税についてのご相談は、オホーツク総合振興局税務課納税相談窓口へお願いします。道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振替がご利用できます。

問い合わせ先

・オホーツク総合振興局税務課納税係
☎0152-41-0616

・オホーツク総合振興局税務課ホームページ
<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim>